

令和2年第3回定例会会議録（第1号）

令和2年9月1日

○出席議員（24名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

15番 萩野忠好君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	監査委員	恵良寧君
監査委員	中尾薫君	総務部長	末田信也君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	松屋益治郎君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	須崎良一君
教育部長	稲尾隆君	上下水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君

上下水道局次長 山内佳久君 財政課長 安部政信君

監査事務局長 後藤隆君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	藤内洋一	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	浜崎憲幸	主査	市原祐一
主査	松尾麻里	主任	佐藤雅俊
主事	大城祐美	速記者	桐生正子

○議事日程表（第1号）

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第103号 令和2年度別府市一般会計補正予算（第6号）
議第104号 令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議第105号 令和2年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
議第106号 令和2年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第107号 令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第108号 別府市出張所設置条例の一部改正について
議第109号 別府市手数料条例の一部改正について
議第110号 別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議第111号 別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議第112号 別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第113号 動産の取得について
議第114号 令和元年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定について
議第115号 令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第116号 令和元年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第117号 令和元年度別府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第118号 令和元年度別府市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第119号 令和元年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第120号 令和元年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第121号 令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第122号 令和元年度別府市水道事業会計決算の認定について

以上20件の上程、提案理由説明、各会計決算に対する審査意見の報告

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第3（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） 令和 2 年 3 回別府市議会定例会は、成立いたしました。

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承をお願いいたします。

開議に先立ち、報告事項がございます。

第 49 回全国温泉所在都市議会議長協議会総会については、去る 6 月 26 日に新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、書面会議で行われました。その概要については、お手元に報告書を配付いたしましたので、これにより御了承をお願いいたします。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 1 号により行います。

日程第 1 により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、2 番・日名子敦子君、10 番・森山義治君、20 番・野口哲男君、以上 3 名の方々にお願いいたします。

次に、日程第 2 により、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 25 日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 25 日間と決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 103 号令和 2 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）から、議第 122 号令和元年度別府市水道事業会計決算の認定についてまで、以上 20 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 令和 2 年第 3 回市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、8 月 13 日に亀川浜田町 27 組で発生した火災にて、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心から御見舞申し上げます。被災された方々の生活再建に向け、きめ細かな対応を行ってまいりたいと考えています。

続いて、市政諸般の御報告を申し上げ、併せて今回提出した諸議案の概要について御説明いたします。

去る令和 2 年 7 月 3 日から熊本県を中心に九州各地で発生した「令和 2 年 7 月豪雨」により犠牲となられた方々とその御遺族に対し、哀悼の意を表するとともに、被災された皆様の日も早い生活再建と被災地の復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

本市においても、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、市長部局、消防本部合わせて 27 名の職員を被災自治体に派遣し、被災地での復旧支援を行いました。

また、新しい被災地支援として、被災自治体となった熊本県人吉市、相良村、大分県由布市、九重町の 4 自治体に代わって、ふるさと納税の代理受納を始めました。

これから台風シーズンを迎える中、避難所運営においても、新型コロナウイルス感染拡大防止に努める必要があります。本市では、「新型コロナウイルス感染症の脅威下における避難所運営の手引き」を作成し、令和 2 年 7 月豪雨の際には、3 つの密の回避、衛生対策の徹底、症状や状態による避難者やその滞在場所の区分分けなど、感染症に対応した避難所運営を行いました。コロナ時代の災害対応、避難所運営についても万全を期してまいります。

次に、朝日出張所移転に関する本市の方針について御報告いたします。

市の全体計画として平成27年4月に策定した「別府市公共施設マネジメント基本方針」及び平成29年3月に策定した「別府市公共施設再編計画」に基づき、亀川出張所を「北部コミュニティーセンターあすなろ館」へ移転した例と同様に、朝日出張所を令和3年6月末までに朝日大平山地区公民館に移転する方針です。移転により生じる御不便については、現状亀川出張所で実施している宅配サービスの拡充等により、できる限りの対応をしていきたいと考えています。

これまで別府市は、他の自治体に比べ多くの公共施設を造ってきました。しかし、今後人口減少が進んでいく状況が確実な中、ここで基本方針を転換し、公共施設再編計画をほごにして現状維持を続け改革を怠れば、後の世代に負担を負わせることとなります。これからの世代に明るい未来を残すためには、今の世代がそのことを十分理解し、この改革を前に進めなければならないと考えています。

新型コロナウイルス感染症に関する状況につきましては、6月19日に県境を越える移動の自粛が全面解除され、人の往来の増加などにより新型コロナウイルス感染症が再度全国的に拡大しています。8月6日には、本市においても125日ぶりに新規感染者が確認されており、関係機関と情報を共有しながら感染拡大防止に努めているところです。

こうした中、国籍を問わず別府市に在住している学生や留学生の方、医療関係者の方、感染した方とその御家族などに対する根拠のない差別的な誹謗中傷が別府市内でも起こっています。誤った情報や不確かな情報による不当な差別やいじめ等の人権差別は絶対にあってはなりません。このような差別事象が起きることがないように、別府市及び別府市人権問題啓発推進協議会の連名で「STOP! コロナ差別ポスター」を作成し、啓発に努めています。市民一人一人が思いやりと支え合いの心で力を合わせて行動し、差別や偏見のない「べっぷ」をつくっていく所存です。

新型コロナウイルス感染症緊急対策といたしましては、4月27日から7月31日までの間、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に関する総合受付センターとして、べっぷアリーナを主会場にワンストップでの対応を行ってまいりました。

期間中、べっぷアリーナの来場者数は延べ2万2,139人でしたが、市庁舎とは別に広いスペースで対応できたことで、3つの密の回避、来場者の消毒や検温などの感染防止対策を徹底することができました。市庁舎に設けていました個人受付センターの相談件数と合わせますと、延べ3万件以上の対応件数となります。

国民に一律10万円が給付される特別定額給付金事業では、広報・周知に努め申請勧奨を行うとともに、8月19日の申請期限を迎える直前まで問合せなどをいただいた世帯に対し、可能な限りの連絡手段を用いて受付を行いました。その結果、給付対象世帯数から単身死亡世帯等給付義務が生じない世帯を除いた世帯数のほぼ100%に近い99.4%の世帯から申請いただきました。

また、「別府エール食うぼん券事業」では、別府市内の飲食業及び宿泊業に対する消費喚起を目的にクーポン券を販売しました。当初、予約販売期間を7月30日までとし、6万冊を売り出す予定でしたが、インターネットでの予約が可能であったことなどにより、結果として期間中の販売実績は7万5,370冊となりました。取扱店には感染症対策を行うことが登録条件となっていますので、安心して利用していただける取組となっています。

教育環境に対する新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、子どもたちが遠隔地にいるトップアスリートと交流する「別府子どもエールスポーツ事業」や、市立小中学校の給食時間を活用して、「別府アルゲリッチ音楽祭」の総監督であるマルタ・アルゲリッチの演奏を流す取組や、手話言語を取り入れる取組などを行いました。

8月8日から9日には、「第33回宇宙技術および科学の国際シンポジウム（ISTS）」

大分別府大会」に向けてのキックオフイベントがビーコンプラザで開催されました。この国際シンポジウムは、来年6月に予定どおり開催されますと、世界中から宇宙工学等の研究者や技術者など延べ1万人を超える参加者が見込まれており、本市の観光や経済への影響も大きいものと期待しています。別府市も開催地として、シンポジウム開催に向け機運醸成に全力で取り組んでまいります。

出勤しなくてもインターネット等により様々な場所で仕事を行うリモートワークが、コロナ禍での感染症予防対策、企業のリスク分散の一つとして取り入れられる中、働くという意味の「ワーク」と休暇という意味の「バケーション」からできた造語で、日常とは違う場所で休暇を楽しみながら働く「ワーケーション」にも注目が集まっています。

温泉をはじめたくさんの地域資源に恵まれた別府は、ワーケーションに最適な土地です。新しい観光の形、新たな旅行のスタイルとしてワーケーションの可能性は今後ますます広がっていくと思っており、ワーケーションの地としての別府の魅力をしっかりとアピールしていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症収束がなかなか見通せない中ではありますが、適時に的確な対策を迅速に行い、並行して状況を見極めながら経済を回しつつ、コロナ時代における一番安全で安心な観光都市の姿を体現していきたいと思えます。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

初めに一般会計補正予算ですが、今回補正する額は6億2,500万円の増額で、補正後の予算額は704億5,370万円となります。

その主なものとして、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金が多く寄せられていることに伴い、おもいやり基金積立金の追加額を計上しています。また、朝日出張所が入居しているJAべっぷ日出朝日出張所が12月末で業務を終了し、令和3年度中に取り壊される予定であることから、朝日出張所の機能を朝日大平山地区公民館に移転するための経費を計上しています。

衛生費では、予防接種法施行令の一部改正により10月からロタウイルス感染症の予防接種が定期接種化されることに伴い、関係経費の追加額を計上しています。

商工費では、大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の融資申込件数が増加したことに伴い、当該融資に係る利子補給金を計上しています。

教育費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、小中学校の臨時休校が5月まで延長されたことに伴い、臨時休校期間に係る給食加工賃相当の補助金を計上しています。

災害復旧費では、7月の豪雨により農地及び農業用施設並びに公共土木施設が被災したため、被災箇所の復旧に必要な経費を計上しています。

また、指定管理者制度を導入している施設について、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことなどに伴い、利用料金の減収等を負担する経費を計上しています。

次に特別会計では、前年度決算確定に伴う繰越金の追加あるいは減額を中心とした補正予算を計上しています。今回の補正額は8億351万7,000円の増額で、補正後の特別会計予算の総額は541億8,751万7,000円となります。

以上が、今議会における予算関係議案の概要です。

次に、予算外の議案について御説明申し上げます。

予算外の議案については、条例関係5件、その他10件の計15件を提出しています。

議第108号別府市出張所設置条例の一部改正については、朝日出張所を移転することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第109号別府市手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されたこと

に伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 110 号別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むため、本年 10 月 1 日に行う使用料の改定後に機構改革を延期することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 111 号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、延長保育事業の保育料を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 112 号別府市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、介護保険法に基づき条例を定めるに当たり、従うべき基準等を定める厚生省令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 113 号動産の取得については、児童生徒用タブレットを買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 114 号令和元年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第 122 号令和元年度別府市水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件は、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度別府市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和元年度別府市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。

以上で、各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松川章三君） 次に、監査委員から各会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

（監査委員・恵良 寧君登壇）

○監査委員（恵良 寧君） ただいま上程されました議第 114 号令和元年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 121 号令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでにつきまして、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、一般会計及び各特別会計の決算を審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

令和元年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入 1,038 億 9,516 万 5,000 円、歳出 1,016 億 9,845 万 4,000 円であります。

一般会計・各特別会計相互間の繰入金、繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入 995 億 699 万 5,000 円、歳出 973 億 1,028 万 4,000 円であり、歳入歳出差引額は 21 億 9,671 万 1,000 円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は 1.7%、歳出は 1.1%、ともに増加しております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰越事業に係る繰越財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び各特別会計の実質収支の総額は、19 億 9,342 万 6,000 円の黒字となっております。

これを会計別に見ますと、一般会計では 6 億 9,453 万 6,000 円、特別会計では 12 億 9,889 万 1,000 円の黒字となっております。

また、特別会計別に見ますと、国民健康保険事業特別会計は 6 億 598 万 1,000 円、競輪事業特別会計は 1 億 9,050 万 1,000 円、公共下水道事業特別会計は 2 億 756 万 8,000 円、介護保険事業特別会計は 2 億 8,824 万 5,000 円、後期高齢者医療特別会計は 659 万 6,000 円の黒字となっており、地方卸売市場事業特別会計は歳入歳出差引額はなく 0 円で決算され、公共用地先行取得事業特別会計は予算執行がありませんでした。

そして、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 6 億 1,489

万 6,000 円の黒字となっております。

地方財政状況調査における普通会計の財政指標について、令和元年度の数値を前年度の数値と比較した結果は、次のとおりであります。

まず、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は 97.4%であり、前年度に比べ 0.1 ポイント下降しております。

次に、財政力を示す指標である財政力指数は 0.578 であり、ここ数年横ばいの傾向であります。

これら財政指標から見ると、本市の財政は経常収支比率が 90%を超え、硬直化した状況にあると言えます。

また、債権につきましては、自主財源の確保と市民負担の公平・公正性の観点からも、管理の強化を行い、本市が所有する全ての債権について適正な事務処理を行うよう要望いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動を大幅に縮小させることとなり、今後増加する財政需要に対し自主財源の確保がより困難なものになると懸念されています。

人口減少社会に加え、新たな生活様式に対応した行政サービスを維持するためにも、事務事業を見直しながら再構築を行い、経費の効率化を図ることを強く要望いたします。

最後に、決算審査に付された決算諸表は関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものとして認められました。

なお、令和元年度決算の内容等詳細につきましては、御手元に配付いたしております決算審査意見書により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果について御報告いたしました。

次に、議第 122 号令和元年度別府市水道事業会計決算の認定についてにつきましては、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき決算を審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、財政収支の状況であります。収益的収支につきましては、収入が 25 億 3,235 万 5,000 円であるのに対して、支出は 22 億 257 万 9,000 円となっております。

次に、資本的収支であります。企業債等の収入が 1 億 2,602 万円であるのに対して、建設改良費等の支出は 13 億 98 万 9,000 円であり、差引き 11 億 7,496 万 9,000 円の収入不足額となっております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金 9 億 3,177 万 9,000 円等によって補填されております。

また、経営成績につきましては、総収益は 23 億 3,399 万 6,000 円、総費用は 20 億 8,201 万 9,000 円であり、2 億 5,197 万 7,000 円の当年度純利益が生じました。これにその他未処分利益剰余金変動額 1 億 6,539 万 1,000 円を加えた結果、当年度未処分利益剰余金は 4 億 1,736 万 8,000 円となっております。

なお、この当年度未処分利益剰余金につきましては、別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第 5 条の規定により 2 億 43 万 3,000 円を資本金に組み入れ、2 億 1,693 万 6,000 円を減債積立金に積み立てております。

次に、経営内容について申し上げます。

1 日の配水能力は 7 万 1,050 立方メートル、1 日の平均配水量が 4 万 2,540 立方メートルですので、施設利用率は 59.9%となり、前年度と比べ 0.4 ポイント上昇しております。

また、1 日の最大配水量は 4 万 7,834 立方メートルですので、最大稼働率は 67.3%となり、昨年度と比べ 0.1 ポイント下降しております。

次に、1 立方メートル当たりの給水原価は 150 円 18 銭、供給単価は 162 円 24 銭となっております。前年度に比べ給水原価は 3 円 53 銭減少し、供給単価は 47 銭増加しております。

また、年間総有収水量は前年度と比較して 5 万 7,296 立方メートル増加し、有収率は

86.4%となっており、前年度と比較して0.5ポイント下降しております。

有収率については事業経営における重要な要素であり、無効水量の徹底的な原因分析を行うとともに、漏水防止対策を積極的に推進し、有収率の向上を図るよう要望いたします。

経営分析の結果を見る限り、流動比率、当座比率及び現金比率は前年度より上昇しており、短期的な債務に対する支払い能力は安定している状況であります。

また、自己資本構成比率、固定比率及び固定資産対長期資本比率は、水道事業の特殊性から固定比率は高いとはいえ、長期的な経営の安定性はおおむね保たれている状況であります。

しかしながら、労働生産性について分析したとき、前年度と比較すると、職員1人当たりの有収水量は1万4,628立方メートル、営業収益は244万円、給水人口は93人、いずれも若干増加しておりますが、平成30年度類似団体の平均と比較するといずれも下回っている状況であります。引き続き中長期的な人材育成及び定員の適正化に取り組み、将来にわたり安全で安定的な給水が可能となる事業運営体制を構築されるよう要望いたします。

さらに、本市の水道事業は、市民生活はもとより観光産業や都市機能の充実を図る上で重要な役割を果たしていることから、今後とも「別府市水道事業ビジョン」に基づき、年次計画数値と実績数値を比較考慮しながら、経営基盤の強化と将来の財政負担の軽減及び平準化を図り、「安全で安心なおいしい水道水」の安定供給に向けた経営努力に取り組まれるよう要望いたします。

最後に、決算審査に付された決算諸表は関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務処理もおおむね良好であると認められました。

なお、令和元年度決算の内容等詳細につきましては、御手元に配付いたしております決算審査意見書により、御了承賜わりたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果について御報告いたしました。

○議長（松川章三君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明及び各会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

お諮りいたします。上程中の全議案については、会期日程により全議案を考案に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、全議案を考案に付すことに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日2日及び3日の2日間は、考案のため本会議を休会とし、次の本会議は、4日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会